

# 公 告

第 3 4 9 号

健康保険法第 4 7 条第 2 項の規定に基づき、同法第 3 条第 4 項の規定による任意継続被保険者の標準報酬月額的基础となる当組合の令和 4 年 9 月 3 0 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額及び令和 5 年 4 月度からの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、下記のとおりであることをお知らせします。

令和 5 年 3 月 3 1 日

S G ホールディングスグループ健康保険組合

理事長 阿 部



記

平均標準報酬月額	3 2 9 , 3 5 5 円
任意継続被保険者の標準報酬月額の上限	3 2 0 , 0 0 0 円